

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会（第40回）

日時 令和6年2月2日（金）15：00～16：38

場所 経産省 別館2階 277 共用会議室（又は Teams による参加）

1. 開会

○貴田政策課長

それでは定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会、資源・燃料分科会を開催させていただきます。

私、資源燃料部政策課長の貴田でございます。

委員、オブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず最初に、定光から一言ご挨拶をさせていただきます。

○定光資源・燃料部長

皆様、本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。昨年12月に引き続いての開催となります。

本日の議題は、大きく二つございまして、一つ目は5年に一度、海洋基本計画が改定されますけれども、それに併せて経済産業省のほうの海洋資源開発に関する計画についても見直し、改定をすることになっておりますので、その内容についてです。

小委員会のほうでも議論いただいておりますけれども、この場でも改めてご確認いただければと思っております。いろんな海洋資源開発のプロジェクトがありますが、令和6年度の予算だけでも年間400億円強が計上されておまして、仮にこれからの5年分の計画となると、単純計算で2,000億円とか、それぐらいの規模の費用をかけて取り組むことになる計画でもありますので、カーボンニュートラルという新しい時代の流れ、様々な技術の動向、これまでの進捗を踏まえて、本当に今後の計画が意味あるものになっているのかどうかについて、ぜひとも率直なご意見をいただければというふうに思っております。

二つ目は、LPGガスの商慣行是正に向けた対応の方針です。集合住宅におけるLPGガスと関係のない設備の無償貸与などの問題、これは昭和の頃から続いてきております慣行で、LPGガス料金の高止まりであったり、料金が不透明だということで、生協さんはじめ、消費者の皆様、それからマスコミからも大変厳しい指摘を受けてきている課題でございます。

1年前、2月のこの場でワーキンググループでこの議論について検討を開始するというところをご議論いただきましたけれども、その後、ワーキングの議論も積み重ねてきました。このあしき慣行はやめようという業界関係者の英断もありまして、それを断ち切っていく方向で、ワーキングでの議論は進んでおります。

他方で、LPG業界に決して閉じない難しい問題でありまして、これを機に過去と決別をし

っかりしていくための実効性のある仕組みをしていきたいと考えておりますので、これについても、皆様からお知恵をいただければと思います。

限られた時間ではありますけれども、ぜひとも率直なご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○貴田政策課長

本日の会議につきましては、基本的に対面での開催とさせていただきます。都合がつかない一部の委員、オブザーバーの方につきましてはオンラインとさせていただきます。傍聴は取りやめとさせていただきます。審議の様子はインターネット中継を行わせていただきます。

それでは、隅分科会長に以後の議事進行をお願いいたします。

○隅分科会長

隅でございます。本当はご多用のところ、皆様、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

今、定光部長からお話のありました今日の議題のうちの海洋エネルギー・鉱物資源開発計画、これは5年ぶりの改定となります。今回はCCSが新たに追加されるなど、資源エネルギーを巡る情勢変化、これを反映したものになっていると思います。ただ、もっとも、先週、米国政府、これがLNGの輸出プロジェクトの新規許可の一時停止を決定する、こういったこともございまして、ネット・ゼロに向けての道のり、これはまだまだ紆余曲折が続くだろうと思います。化石燃料の安定的な活用、これはネット・ゼロの実現にとりましても、やはり不可欠なことでございますし、安定供給を確保するための本分科会の役割、これも極めて重いものだろうということを私も改めて強調しておきたいと思います。

本日もぜひ皆様の活発なご論議をお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、事務局から、まず連絡事項をお願いいたします。

○貴田政策課長

本日でございますけれども、所委員、それから中西委員及び事務局の一部につきましてはオンラインのご参加となります。二村委員は20分ほど遅れてオンラインでのご参加予定でございます。竹内委員、大橋委員はご欠席というふうに承っております。

また、オブザーバーといたしまして、一般社団法人水素バリューチェーン推進協議会、福島様が新たにご参加されます。福島様、よろしくお願い申し上げます。

では、恐縮ではございますが、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。

2. 議事・自由討議

(1) 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定について

(2) LPガスの商慣行是正に向けた対応方針 中間とりまとめについて

○隅分科会長

それでは、議事に移ってまいります。今日は資料の3の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定について、そして資料5でLPGガスの商慣行是正に向けた対応方針中間のとりまとめ、それから参考資料と続いておりますので、これらにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○貴田政策課長

それでは、まず、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」につきましてご説明させていただきます。お手元の資料3が概要でございまして、資料4が本文でございまして、ご説明は資料3の概要にて行わせていただきます。

まず、海洋基本計画でございますけれども、2007年に海洋基本法が制定されまして、同基本法に基づきまして、翌年に、2008年に海洋基本計画が策定されてございます。5年ごとに見直しが行われている状況でございまして、海洋基本計画、これは様々な内容が記載されてございますけれども、その中で特に海洋エネルギー・鉱物資源の目標というものが定められてございますので、この目標を達成するための計画といたしまして、本日、ご審議をいただきます海洋エネルギー・鉱物資源開発計画が定められていると、こういう状況でございます。

陸域のエネルギー・鉱物資源に乏しい我が国におきましては、その需要量のほぼ全てを海外からの輸入に頼ってございますので、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保ということが我が国の抱える大きな課題でございます。そういう観点から、海洋に広がる資源、これは商業化がなされましたら、貴重な国産資源となるということでございまして、これらの資源開発に向けまして、具体的な道筋を定めたものが、今般、改定をいたします開発計画という位置づけでございます。

具体的に、個々の項目ごとご説明をさせていただければと思います。

まず、大きな一つ目の項目がメタンハイドレートでございます。我が国周辺海域に賦存するメタンハイドレートは主に二つの賦存形態が確認されてございます。まず、一つが砂層型メタンハイドレートでございまして、海底面下数百メートルの地層の中に砂のすき間を埋めるような形で存在してございまして、主に東部南海トラフ海域を中心に賦存が確認されております。それから、表層型メタンハイドレートということで、これは海底面及び比較的浅い深度に存在してございまして、主に日本海側を中心に賦存が確認されていると。これらのメタンハイドレートにつきましては、我が国周辺海域に相当量の賦存が期待されているということで、我が国のエネルギー安定供給に資する重要なエネルギー資源として技術開発に取り組んでいるところでございます。

これまでの取組につきましては、まず、砂層型につきましては、様々な長期陸上産出試験に向けた準備作業を実施しているということで、2023年、昨年9月からはアラスカでの試験を開始をして、様々なデータを取得しているということに加えて、日本近海における有望濃集帯の抽出に向けた調査を実施しているということでございます。それから、表層型につきましても、2019年度から有望技術の特定、それから2020年度には要素技術の開発と

いうことを開始をしてございます。

今後の取組ということで申し上げますと、砂層型につきましては、陸上での長期産出試験の結果でございますとか、有望地帯の選定状況なども踏まえて、方向性を見直しも行いつつ、2030 年度に向けまして、海洋産出試験、総合的な検証を実施するというところでございますし、表層試験につきましても、要素技術の開発を進めつつ、2030 年度に向けた海洋産出試験等を実施してまいるといような予定でございます。

それから、二つ目が石油・天然ガスでございます。これは従来から取り組んでいる活動でございますけれども、三次元物理探査船「たんさ」による探査等を実施してございまして、これまで北海道日高沖、それから北海道遠別沖において試掘も実施しているということでございます。

これにつきましては、今後の取組も引き続き物理探査船を使った国主導の探査というのをしっかりやっていくとともに、試掘の機会を増やしていければというふうに考えてございます。

それから三つ目がCCSでございます。これは新たに開発計画の中に盛り込むということで記載をさせていただいてございますけれども、前回の分科会におきましても、ご審議いただきましたとおり、CCSの社会実装に向けて、今回、小委員会のほうで報告書も取りまとめたいただきまして、法整備に向けた取組が進んでいるところでございます。

引き続き、今後の取組といたしましては、CCSの適地開発を推進するとともに、2030 年までの事業開始に向けた環境整備を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上がエネルギー及びCCSでございまして、次が鉱物資源ということになります。

まず、一つ目が海底熱水鉱床ということでございますけれども、海底熱水鉱床につきましては、海底の地下深部に浸透した海水がマグマ等の熱によって熱せられまして、地殻に含まれている有用元素を抽出しながら海底に噴出をし、それが冷却される過程で有用金属が沈殿したものということでございます。我が国におきましても、沖縄、小笠原海域等々で一定の賦存量が確認されているということでございます。

これまでの取組といたしましては、要素技術の開発、それから生産システムの構成の検討、それから 2023 年には経済性の評価を含みます総合的な検証評価を実施してきたところでございます。この評価の中では、様々な条件を設定して、経済面等々の評価をしてございます。今回、設定した条件では収支がマイナスとなつてございますけれども、一方で、新鉱床発見ですとか、金属価格の上昇等による収入増加、あるいは生産コストの削減が達成されるケースでは、十分な経済性が見いだし得るというふうに評価をされているところでございます。

今後の取組につきましては、引き続き新鉱床発見に向けた広域調査、それから様々な立型の採鉱機の改造・掘削試験による性能検証、それから揚鉱システムの実証試験などを踏まえまして、2027 年度に総合的な検証を行っていききたいというふうに考えてございます。

それから、コバルトリッチクラストでございますけれども、こちらにつきましても、バッテリー等の原料になるということでございますけれども、これも公海上、あるいは南鳥島沖

での資源量調査ということを実施してございます。

今後につきましても、引き続き資源量の評価をいたしますとともに、先ほど申し上げましたような、様々な採掘に関わる技術開発というのを引き続き進めていきたいということでございます。

それから、残りマンガン団塊と、それからレアアース泥につきましては、それぞれ資源量の評価、それから、採掘に向けた様々な技術開発というのをやっている状況でございまして、これについては引き続きそれぞれ課題がございますので、検証及び技術開発を行っていくということで予定をしているところでございます。

海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の概要につきましては、簡単でございますけれども、以上でございます。

引き続きまして、資料5について、担当室長の日置からご説明をさせていただきます。

○日置燃料流通政策室長

それでは、資料5に基づきまして、L P ガスの商慣行是正に向けた対応方針ということでご説明申し上げます。担当室長をしております日置と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、おめくりいただきまして、1 ページ目でございます。L P ガスの商慣行、いわゆる無償貸与ということでございまして、こちらはエアコン、インターホン、W i - F i 機器、防犯カメラといった様々な製品がL P ガス事業者が費用を負担した上で、後日、L P ガスの料金で入居者から回収をするといったような商慣行でございます。

この無償貸与というものは、不動産を所有するオーナーさんであったり、不動産管理者とL P ガス事業者との間での取引というものが、それが行く行く消費者が負担するL P ガス料金に上乗せをされるというような構造ということでございます。

この無償貸与が及ぼす影響ということでは、特に賃貸集合住宅、こちらに住む消費者の方、オーナーが選択したL P ガス事業者と契約をせざるを得ないといったような構造にあります。入居した後にL P ガス料金を知ることが多いといったことがある上に、料金に不満があっても、それを受け入れざるを得ないと。消費者に選択の機会がないというような課題がございます。

その次のページ、無償貸与の状況ということでございまして、6 割近くのL P ガス事業者がオーナー等からの要求に応じて機器等の費用を負担したことがあるというような結果でございます。

その次のページが無償貸与したことがある機器等の状況のグラフとなっております。

もう一つの商慣行、貸付配管でございます。4 ページ目でございます。

こちらは一軒家などの建設の際に、工務店・建設業者が提携しているL P ガス事業者が屋内の配管工事をするということでございます。その際、配管工事費は住宅の建設費には含めずに、その後、L P ガスの事業者が配管の所有権を持ったままでL P ガスの供給を行うといった商慣行でございます。

この商慣行によりまして、例えば、その家に住まれる消費者の方がL P ガスを切り替えたいという形で動こうとすると、それを抑止するような効果があるというのが、この貸付配管の慣行でございまして、これまでもこの課題に対応すべく様々な制度整備というのがなされてきました。改善してきた面もあるんだと思いますが、引き続き課題もやっぱりあるということございまして、こちらについてもどう是正ができるのかということで議論をしたということでございます。

5 ページ目でございますが、最近の無償貸与の事例ということございまして、ガス給湯器から始まった無償貸与の慣行、昨今ではエアコン、モニターホンというようなお話に加えて、メンテナンスフリーですとか、あとL P ガスのボンベの置場の費用をオーナーに提供するといった様々な形での利益供与というものがなされているということがうかがえるということでございます。

6 ページ目でございます。こうした課題の解決に向けてということで、昨年3月からワーキンググループにおいて議論をまいりました。今週の初め、第8回のワーキンググループで中間取りまとめを審議したということございまして、本日、これよりご紹介をさせていただきたいと思っております。

今後、中間取りまとめにつきましては、液化石油ガス法令の改正案、改正省令という形で考えております。こちらの案とともに近々パブリックコメントを募集するということございまして、春には改正省令を公布するといったスケジュール感で現在作業を進めているということでございます。

それでは中身のほうに入ってまいりまして、中間取りまとめ、まず、次のページでございます。改正省令案の中身ということございまして、液化石油ガス法に係る制度の見直しの方性でございます。三つの改革を柱として整理しております。

一つ目としては、過大な営業行為の制限ということございまして、こちらはもう無償貸与といったものをやめていこうよというような制度整備ということでございます。

具体的には、正常な商慣習を超えた利益供与の禁止、そしてL P ガス事業者の切替えを制限するような条件付の契約締結等の禁止といったことを省令に盛り込みたいということでございまして、こちらはこの春に公布をしたならば、その3か月後、この夏にも実施をしていきたいということで議論しております。

二つ目の柱は、三部料金制の徹底と書いてございまして、具体的には設備費用、無償貸与等の機器に係る費用、こうしたものは、まずは外出しに表示をするということで明確化を図ること。その上で、さすがにL P ガス料金として電気のエアコンなりWi-Fiの費用を回収するというのはいかがなものかということでございまして、L P ガスの消費とは関係のない設備費用については、L P ガス料金に計上するということを禁止するということでございます。加えて、賃貸集合住宅の場合は、ガス機器等の費用であっても、これをL P ガス料金に計上することを禁止するということで整理をしたいということでございます。

三つ目の改革の柱です。こちらはL Pガス料金の情報提供ということで、特に賃貸住宅に入居する前の消費者の方々への情報提供を徹底していこうということでございます。入居希望者へのL Pガスの事前提示の努力義務となっております。努力義務となっておりますが、こちらは、やはり、オーナーの方を含め不動産管理会社、そういった関係者の方々の協力なくして、こうしたものはなかなかできないということでもあり、こうした努力義務となっております。

注に書いてございますが、一方で、入居希望者の方から直接L Pガス事業者料金を提示してほしいということの要請があれば、これは応じるということが義務ということで整理しております。

こちらは義務に係る規律につきましては、罰則規定を伴う条文に位置づけるということで、実効性を担保していきたいというふうに考えております。

以上が液石法に係る制度見直しということでございました。

続きまして、この実効性を確保するための方策ということで、次のページでございます。

四つ柱としてございますが、まず、一つ目、監視・通報体制の整備ということでございまして、既に昨年12月、L Pガスの商慣行通報フォームというものをホームページ上に開設しております。

こちらの中身につきましては、その次のページ、9ページ目、10ページ目にも情報がございますので、ご覧いただけたらと思いますが、こちらに寄せられた情報をベースに、液石法の取締りであったり、市場監視、モニタリングというものを強化していきたいということでございます。加えて、今後、規制当局たるエネ庁、経済産業局、自治体による体制整備といったものも必要と考えております。

二つ目の柱は、関係省庁と連携した取組ということでございます。L Pガス事業者と不動産関係者、建設業者との取引関係に起因するというのは、この商慣行でございまして、資源エネルギー庁だけで実施をしていても、なかなかうまく進むものではないという多数の意見をいただいております。国土交通省をはじめ公正取引委員会、消費者庁といった関係省庁との連携というものを進めていくということでございまして、こちらは11ページ目、今表示されているスライドにもありますとおり、制度見直しを踏まえた対応要請であったり、注意喚起といったものを業界側に周知徹底をしていくということ。こちらは既に国土交通省の協力もいただきながら、説明会という形では既に着手しているものもございまして、今後、制度整備を踏まえて、しっかりとアナウンス、周知をしていきたいというふうに考えております。

12ページ目のように、オーナーの方々への周知徹底というものも必要と考えておりますし、また、関係省庁との連携ということでは、13ページ目に、消費者委員会のほうでもご議論いただいております。そちらからも様々な要請というものをいただいているという状況でございます。

元に戻りまして、8ページ目、商慣行見直しに向けた取組宣言ということでございます。

こちらは自主的かつ積極的な取組を促す方策ということで、L P ガス事業者自らが改正制度を遵守することを宣言すると、そういったものの枠組みというものを組み込んでいってはどうかという提案でございました。こうしたものがあれば、消費者の方々が宣言をしている事業者かどうかといったことを確認できるということで、そうした枠組みでもって自主的な法遵守の取組といったものを促していきたいといった内容でございます。こちらは自主的な取組でございますので、L P ガス事業者のみならず、不動産関係者の方々にも実施されることが望ましいといった意見をワーキンググループでは頂戴しております。

最後、公開モニタリングの実施ということでございまして、やはり、制度を整備しただけでは、なかなか商慣行改革は進まないのではないかとということで、当分の間、有識者なり消費者の関係者を公開の場で、この改革の進捗状況についてモニタリングをしていくといったことを予定しております。

一番最後のページでございます。14 ページ目でございます。今後の検討課題とございますが、まずもって、改正省令のガイドライン等を詳細なものを整備すべく、引き続き検討してまいりますということが一つ。

下半分、後半にございますが、望ましい取組の方向性ということで、いわゆるこの商慣行改革を徹底していこうという、そこへ向けた期待ということでもございます。無償貸与という商慣行については、業界全体として、その行為が過大かどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが期待されるということ。

あと、貸付配管という商慣行についてです。こちらについては制度の見直しで一定の改善も期待される場所ではあるものの、やはり、業界全体として今後の新規契約、これにつきましては、貸付配管を行わない方向で取り組んでいくということが期待されると。こうした報告書をまとめたいと思っております。

今後のガイドラインの整備に当たっては、望ましい行為として、建物の所有者と配管の所有者は一致させることを記載するという。あと、当分の間、貸付配管を巡る取組状況をモニタリングを継続した上で、例えば、3年後をめどとして制度上の対応の要否を検討していくといったような今後のロードマップといったものも報告書の中では盛り込んでいるということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○貴田政策課長

それでは、引き続きまして参考資料でございますけれども、すみません、映らないみたいなので、お手元でご覧いただければと思いますけれども、令和6年能登半島地震における燃料供給対応についてということでご説明させていただければと思います。

まず、政府・自治体・石油業界の連携の下で、燃料供給インフラの被災状況の把握でございまして、あるいはプッシュ型による燃料供給支援については、おかげさまで円滑に実施ができたというふうに考えてございます。特に石油業界をはじめ関係業界の皆様方、それから、ご自身が被災されながら、燃料供給をしていただきました現地のS Sの方々には改めて

この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

被災状況でございますけれども、精油所・油槽所については、一部損傷がございますものの、近隣油槽所からの応援配送等によって対応していると。

それから、SSにつきましては、全体で69SSのうち約85%に当たる58SSが営業再開をされているということでございます。

それから、LPにつきましても、充填所3か所のうち2か所が被災いたしておりますけれども、他のLP基地、充填所からの応援配送等により対応しているということでございます。

それから、次のページをご覧くださいますと、特に事例といたしまして、大型ローリーによる迅速な配送ということで、平時は数台ぐらい、能登半島のほうに行っているわけでございますけれども、10台を超えるローリーにより前倒し配送をしていただきまして、十分な在庫を迅速に充填をしていただきましたので、給油待ちの行列でございますとか、給油制限も1週間程度でほぼ解消したということでございます。

それから、緊急車両に対する優先給油、それから避難所等への燃料供給、LPガスの供給といったことも、皆様のご協力により実施をされたということでございます。

それから、最後、地震によってSS及びLPガス事業者の皆様も被災されてございますので、こういったものの復旧に向けて必要な支援策というのを政府としても取りまとめているので、着実に実施してまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

○隅分科会長

ありがとうございました。

それでは、ここから質疑に移ります。毎度のことでございますけれども、ご意見がある方は手元の札を立てていただき、また、オンラインの参加の方はTeam sの挙手ボタンを押していただくようお願いをいたします。なお、発言は各自3分程度をお願いをいたします。

それでは、皆様、いかがでございましょうか。

それでは、縄田委員、お願いいたします。

○縄田委員

縄田です。

まず、海洋鉱物資源の開発に関しましては、先週、鉱物小委員会が開かれまして、そこで出た議論ですと、今後開発するにしても、国際的なルールというのをはっきり決めていかなくてはいけないと。それは当然、鉱区の設定なり、そういった問題もありますし、特に環境ですね。環境問題というのが当然海洋開発においても重要な問題になり、それは直ちにコストにはね返る問題ですので、その辺を日本も中心となって決められるようにすべきではないかと。これは技術協力に関しても同様です。熱水鉱床等は比較的浅い1,000mとかからにあります、レアアース泥などになると4,000m、5,000mという、なかなか技術開発を1か国で進めるというのは大変ではないかということになります。

それと関連しまして、長期的に行うことになるわけですから、長期的な人材確保、人材養

成の重要性というのが議論されました。

海洋開発については以上ですが、1点、LPガスに関して申し上げますと、非常に大きな英断であって、透明化するというのは、いいことだと思いますが、報告書にも一部ありましたように、消費者に分かりやすく。消費者は、せいぜい数年に一度しか変わらななので、圧倒的に業者に比べて知識が少なくなるというような問題があるので、消費者にいかに分かりやすく伝えるというのが重要ではないかと考えております。

○隅分科会長

縄田委員、ありがとうございました。

ほかはいかがでございましょうか。

それでは、島委員、どうぞ。

○島委員

森・濱田松本法律事務所の島でございます。

海洋エネルギー・鉱物資源の開発計画は、様々な資源について網羅しているわけですが、私のほうでは、そのうち小委員会で直接検討の場に参加させていただいたCCSについて、もう少し計画を書き込む余地があるのではないかという観点からコメントさせていただきます。

CCSは、第3章で書かれているんですけども、「これまでの取組」というところから始まっております。他の資源に関しては、冒頭、「背景」から始まって当該資源の重要性について書かれているわけですが、CCSについては、それがないと。本日の参考資料として挙げられている中間取りまとめのほうでは、きちんとその辺りは記載されているので、その中間取りまとめの「はじめに」に記載されているような、CCSがハード・トゥ・アベイトの産業のカーボンニュートラルに不可欠である、エネルギー安全保障上、重要な意義を有するといった政策的位置づけをこの計画にも明記したらいかかと思えます。

あわせて、CCSに関しては、第7章にも関係省庁等の協力体制や国と民間の役割分担という項目で記載があり、関係省庁間との協力体制として、適地調査に当たっての地元漁業関係者等の理解・協力については触れられているのですが、CCS事業は2030年までの圧入開始に向けてどんどん事業を進めていくフェーズと認識しておりますので、適地調査に限らず、事業実施に当たって必要となるもの、地域住民の理解だとか、あとは排出者側、カーボンニュートラルコンビナート、カーボンニュートラルポートの実現に向けての横断的な協力体制というのについても触れてもいいのではないかと思います。

また、第7章の後半に記載されている国と民間の役割分担については、国が実施した調査により得られたデータの民間への貸出しについて記載されていますが、今、CCS事業で大きな問題になっているのはコスト負担の在り方だと、それに付随して国の支援の在り方と認識しております。これらの問題は排出権取引やカーボンプライシング等と平仄を併せて検討する必要があるので、資源エネルギー庁だけで方針を示せるものではないという認識ではありますが、その点について、官民で検討していくんだという辺りを最低限記載してい

ただけると、C C S 事業に取り組む事業者にとってはコンフォートなのではないかと思いました。

資料5につきましては、消費者保護や公正な競争という観点から特段異論のあるものではございません。

以上です。

○隅分科会長

島委員、ありがとうございました。

それでは、寺澤委員、お願いいたします。

○寺澤委員

私のほうからは大きく2点、コメントしたいと思います。

まず、海洋計画に関してですが、メタンハイドレートの開発というのは国産エネルギーの開発ということで、座長からお話があったように、他国の政策に振り回されるというリスクがある中では、国産のエネルギー開発をすることは非常に重要だと思います。

また、実際の開発計画の推移を見ながら、現実的に計画の年度を見直すというのは、これも必要だと思います。

他方で、カーボンニュートラルに向けた流れというのは、時間軸がある話なので、時間との競争があるということだろうと思います。

そういう意味では、技術的チャレンジはありますが、メタンハイドレートができるだけ早く使える、実用化することに向けてスピードアップできるように、関係者の一層の取組努力をお願いしたいと思います。

二つ目は、L P Gの取引慣行に関して、まず、無償貸与について、過去の悪しき慣行から決別すると、非常に強い意気込みをお聞きしましたが、他方、私の聞き間違いかもしれませんが、貸付配管については、大分温度差があるという印象を受けました。ただ事柄の性格上、消費者にいろんな選択のオプションを実質確保することからすると、両者は同じ性格の問題だと思います。

ほかの業界を見ましても、電力とか、都市ガスにおいては、屋内の施設と家の所有関係は一致しているということであるのに対して、L P Gはそうっていない。

エネルギーではないですが、電話に関しては、歴史的には電電公社時代から設備は電電公社、N T Tが持ってレンタルするという流れがありましたが、現状は、その影響を受けて屋内配線利用料というのはN T Tに対して月、66 円払うということが残ってはいます。しかし、どの通信会社を選ぶかは全く自由ですし、月 66 円の支払いは無償でやめることができるということになっていて、消費者の皆様の選択の自由が実質的に確保されているということだろうと思います。

このように電力、都市ガス、電話がそういう状況にある中で、L P Gにおける貸付配管というのは、大分異彩を放つという状況にあると思います。

もちろん関係者のいろいろな経緯もある話だと思いますけれども、各分野において昔の

慣行が許される世の中ではない。政治の世界もそうですし、透明性を高める、消費者の判断、自主的判断を実質的に確保する。告知すればいいということではなく、建て売り住宅とか中古住宅だと、告知されてもどうしようもないというのが実態だと思うので、実質的に消費者の判断の自由を確保し、透明性を高め、競争を高めるために、今回の取りまとめは道半ばという感じもしますので、LPG業界だけではなく、世の中の全体の流れを見た上でのより前向きの議論を、3年間見守るとありましたが、そういうことではなくて、早く深める、そういう時代だと思います。

以上です。

○隅分科会長

寺澤委員、ありがとうございました。

それでは、Webでご参加の二村委員、お願いいたします。

○二村委員

ご指名、ありがとうございます。

私からはLPGガスの商慣行是正に向けた対応方針について発言いたします。

この問題は、長年消費者団体が問題を指摘し、関係省庁や業界に対して申入れを行ってきたことです。今回、このことが正面から取り上げられ、具体的な制度改善につながりそうだということについては、消費者団体としても非常に期待をするものです。関係省庁と連携して業界全体に制度の趣旨が徹底されるように取組を進めていただきたいと思います。

長年の商慣行や業界の慣行が是正されるには時間も労力もかかると思います。取引の適正化が定着するまでが制度改正であると考えておりますので、以下4点、ぜひお願いしたいと思います。

一つ目は、事業者の自主的な取組にも期待をしますが、やはり、特に初期は監視が重要だと思います。特に実際に事業者への立入りや指導を行う都道府県や市町村に対しても制度改正の周知をしっかりと行っていただき、適切な監視ができるようにお願いしたいと思います。

二つ目に、公開モニタリングということがございました。これがしっかり行われること、あるいは、もう少し頻度高く行われるべきではないかと思っております。特に様々な情報がこれから集まってくると思いますので、ぜひ、特に初期のところで頻度高く、そして定期的なフォローアップを行っていただきたいと思いますということです。

それから、3点目に、制度改正を見越した駆け込みのよろしくない行動が生じないように、その点についても、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

それから、4点目に、LPGガス料金の入居希望者への情報提供は、当然、努力義務ということではありますが、ここもやはり状況を見て、必要であれば義務化も検討すべきかと思うますので、国交省とも引き続き検討をお願いしたいと思います。

最後に、これは業界の皆様へのお願いというか、意見ということで発言させていただきます。消費者がLPGガス料金にどこまでが含まれているのか、分かりやすい情報提供をお願い

いしたいと思います。設備費用の外出しによる三部料金制ですとか、賃貸向けの設備費用の計上禁止などは、L Pガス事業者にとっても経営基盤の強化につながる内容だと思います。

今回の能登半島地震で災害時のL Pガスの重要性というのは改めて見直されていると思います。これまでの商慣行ですとか、料金の不透明さがL Pガスへの信頼を低下させるということは非常に残念に思うところです。業界全体でL Pガスの信頼回復、向上に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○隅分科会長

二村委員、ありがとうございました。

それでは、宮島委員、よろしくお願いいたします。

○宮島委員

ありがとうございます。

まず、本題ではありませんけれども、能登の地震に関しまして、様々な方々が物すごく努力をされて、今、復興に向かっているということに非常に感謝申し上げます。私たちの後輩も現場に行って戻ってきているんですけども、聞くところによると、現場は、まずはとにかく水が足りない、水が欲しいというところのテンションが高かったようですが、ここ数日は、ガスボンベが欲しいというようなことで、やはり生活でいろんな要求が増えてきたんだと思います。

資料によりますと、少なくとも供給量には、例えばL Pガスも問題がないということなんですけれども、多分、1 か所 1 か所の被災地においては、まだ足りない部分はあると思いますので、今後どうぞよろしくお願いいたしますというふうに思います。

次に、海洋計画ですけれども、これは特に資源に関しては、どれも全力で資源を探したり、あるいは技術を開発したりということで、支援を増やしていこうということに関しては、もちろん賛成です。

私たち報道機関としてちょっと反省がありますのは、以前、中国が違法な採掘をしている、15 年ぐらい前ですかね、ときですとか、あるいは、こんなレアアースが見つかったよというようなことで、結構報道していたかなと思うんです。ところが最近、私たちもフォローをちょっと力を失っているのかどうなのか、そういえばレアアースの大事さとか、そういうところに対する報道が少なくなっているなという感じを今しています。

できますれば、もちろん、私たちの責任でもあるんですけども、何か良いニュース、こんなものがあつたぞとか、こんな夢が広がったというようなのがあつたら、ぜひ積極的に開示していただいて、世の中にその大事さや、今の現状が伝わるようになればいいなと思っております。

最後、L Pガスですけれども、これは私も、L Pガスの料金の問題は大分昔に議論をしたような記憶があるので、正直、結構時間がかかったんだなという印象は持っています。

ただ、今、とにかくあしきものは全部やめようという強い意思でいらっしゃるのは、とて

もよく分かりますので、ぜひ、このまま進めていただきたいと思います。

特に消費者委員会での意見というのは、かなり現実的にこうしたらいんじゃないかということの指摘があるので、できるだけ採用して、できるだけのことをしていただければと思います。

1点、先ほど、二村委員もおっしゃったんですけども、L Pガスの事前提示を今は努力義務にしかできないのはどうしてでしょうか。もちろん推測としては、ほかのガス料金など1個1個提示することが義務にもなっていないのに、L Pガスだけ義務にするには難しいとか、そういうことかもしれませんが、最後の実効性のところで、賃貸契約をする、借りる人が全貌を分かっていると、結局、これは何も進まない、よくなったとは言えないと思いますので、もし、この辺りの議論を少しご紹介いただけたら、よろしく願いいたします。

○隅分科会長

宮島委員、ありがとうございました。

それでは、木藤会長、お願いいたします。

○木藤オブザーバー

石油連盟の木藤です。石油の立場から発言を少しさせていただきます。

まず、先ほどご説明にもありました、元日に発生した能登半島地震におきましては、エネルギーの最後の砦たる石油の重要性、必要性というものを改めて認識していただいたと思っております。

今回は孤立集落の問題が大きく取り上げられておりますが、その打開のため、道路啓開に当たる重機は軽油を使います。また、冬の寒冷地の災害でもあり、避難所では暖房用の灯油が命をつなぐことになります。全国から多数集結した非常用電源車も軽油がないと動かないということで、石油業界としましては政府と連携をよく取り、迅速かつ円滑に、被災地で必要な石油製品の供給に取り組んでいるのではないかと考えております。

他方で、政府におかれましては、G 7やC O Pの場でもカーボンニュートラルに向けたトランジションにおける” Various Pathways” の必要性を訴えておられます。我が国では、大規模災害が極めて多いことも考慮し、地に足のついたS + 3 Eの同時達成を可能とするエネルギーのベストミックスを選択していかなければなりません。今回の地震の経験をエネルギー供給の観点からも改めて検証することになると思いますけれども、当面の間、最後の砦としての石油のサプライチェーンを維持していかなければ、国民の安全が守れないことを改めて認識すべきと考えます。

石油を使いつつ、カーボンニュートラルに向けて着実に進んでいくためには、C C Sは非常に有効かつ重要な手段だと考えます。

海洋エネルギー・鉱物資源開発計画のご説明がございましたけれども、この改定の中に新たにC C Sが加えられたことを歓迎するとともに、2030 年までの事業開始には、既に待ったなしの状況でありまして、事業法整備をはじめとする環境整備を可能な限りお急ぎいただくようお願いしたいと思います。

また、併せて民間事業者に対して、欧米諸国並みのご支援も賜りますようお願いを申し上げます。

石油業界は石油の安定供給を図りながら、CO₂フリー水素、アンモニア、SAF、合成燃料に加えてCCSも活用して、着実なトランジションを進め、我が国の2050年カーボンニュートラル達成に貢献してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○隅分科会長

木藤会長、ありがとうございました。

それでは、廣瀬委員、お願いいたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。慶應義塾大学の廣瀬でございます。

包括的なご対応、ありがとうございます。

まず、海洋エネルギーの問題ですけれども、やはり、日本の国の中でエネルギーを産出していくというのは非常に重要な試みである一方、海洋での資源探査、開発というものは非常にお金がかかる、また技術も非常に重要なポイントとなってきますので、その辺の採算がどのように取れるかどうかというところを確認してから進める必要もあるのではないかと、いうことを、一つ感じました。

また、LPガスのほうなのですが、特に8ページ目の制度見直しの実効性を確保するための方策というところで幾つかご質問と、思ったことがございます。

まず、監視・通報体制の整備ということですが、例えば、通報フォームなどで通報がなされた際に、どのように対策がなされるのかということが今回のご説明ではよく分かりませんでした。体制整備も必要ということなんですけれども、実際に来た通報に対して、どこがどのように対策していくのかというところが具体的に考えられていないと、結局、話を聞くだけということに終わりがねないと思われまので、その辺を重層的に考えておく必要があるかと思ひまして、その状況について伺いたいと思います。

また、次に、関係省庁と連携した取組ということにつき、考えたことがございます。省庁が関係しているということで、省庁レベルで話し合うことも重要ですが、この取り組みについて言えば、私が経済安保のことでインタビューに伺ったフィンランドの国家緊急供給庁などの活動が非常に参考になるのではないかと思います。同庁は、省庁だけでなく、ビジネス界、さらに一般店舗に至るまで、非常に重層的なネットワークを構築しており、各代表が月一回のミーティングを行うことによって、色々なところの不備を全体で吸収して整えていくというようなシステムを取っております。そのような対応をしていきますと、非常に重層的な取組ができるのではないかと、いうふうに考えました。

以上になります。ありがとうございます。

○隅分科会長

廣瀬委員、ありがとうございました。

それでは、中原副会長、お願いいたします。

○中原オブザーバー

石油鉱業連盟の中原でございます。

海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の改定についてコメントをさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻以降、エネルギー安全保障の重要性が改めて世界的に認識されている中、当業界は、我が国のエネルギー安定供給のために政府の石油・天然ガス自主開発比率、これの向上に向けて、海外で上流権益を維持・確保しておりますが、それだけではなく、資源量の少ない国内においても、石油・天然ガスの開発・生産活動を実施しております。

国内の石油・天然ガスの確保、これは当然我が国のエネルギー自給率を高めることになり、またエネルギー安定保障の観点からも極めて重要でございますが、加えて、国内の天然ガスはLNGに比べてカーボンインテンシティが低いということで、よりクリーンなエネルギーであるというような意義も持ちます。

ただ、複雑な地下構造を把握できるデータの量、それから質が今のところ、十分ではなく、リスクや経済性の観点から、民間事業者だけで探鉱活動を進めていくのは困難な状況にあります。そのような中、国主導によって基礎物理探査、それから基礎試掘、補助試錐、これを積極的に進めていただいて、より精度の高い地質データを取得・整備する、このことが極めて重要であると考えます。

加えまして、将来の有望なエネルギー源となり得るメタンハイドレート、これにつきましても、調査・評価を進めていただき、引き続き国内の資源開発政策の推進をお願いしたいと思っております。

CCSにつきましては、今回初めて記載いただきました。また、政府におかれましては、現在、CCS事業法の提出に向けてご尽力いただいております。国内でCCS事業を進めていくためには、事業法の整備、これに加えて、事業継続のための政府の支援策の具体化、それから社会受容性の確保、これが重要であります。特に先進的CCS事業につきましては、2030年の事業開始に向けた早期の事業環境整備が必要でありまして、国の全面的助成をお願いしたいと思っております。

今後、CCS事業のビジネスモデルの検討に当たりましては、諸外国の例も参考にして、思い切った大規模な国による支援が必要と考えております。

以上でございます。

○隅分科会長

中原副会長、ありがとうございました。

それでは、オンラインでご参加の中西委員、お願いいたします。

○中西委員

中西でございます。オンラインで参加させていただいて申し訳ありません。

海洋エネルギー資源について一言申したいと思っております。

海洋基本計画の改定に伴う新しい計画ということだと思えるんですけど、この問題だけではないんですけども、とりわけ海洋基本計画関係のものは2008年に計画が始まってから、あまり変化をしていないのではないかなというふうに思います。今回、CCSのことが新たに入るということは変化だと思えるんですけども、今回の資料でも、これからの5年間なり、それ以降、どういうふうにするかということが主に資料のほうは書かれているんですが、これまでの15年間でどうであったかという評価のほうはあまり書かれていないということが問題ではないかなと思います。

それぞれの項目が重要であることは議論を待たないわけですけども、既に他の委員からもご発言がありましたように、コストの問題でありますとか、実現性の問題でありますとか、あるいは資源の集約の問題でありますとか、そういうことを考えていくべき段階に来ていると思いますので、こういう新しい計画を策定する段階においては、過去の計画の実行度の評価ということについて、もう少し踏み込んだ評価をお示しいただいて、計画どおりに進んでいないということであれば、それがなぜそういう状況になっているのかということも踏まえた上で、新しい計画をつくるというふうにやっていかないと、同じような内容のことを漫然と繰り返すというふうになってしまうと思いますので、その辺り、海洋の計画だけに限ったことではないと思いますが、特に海洋計画については、割とそういう側面を感じるものですから、ご検討いただければと思います。

以上です。

○隅分科会長

中西委員、ありがとうございました。

それでは、平野委員、お願いいたします。

○平野委員

ありがとうございます。

やや一般的なコメントになるかもしれませんが、海洋開発、それからLPガスについて、それぞれ申し上げます。まず、海洋開発、特にここで取り上げられている国産資源の確保は国益に直結するものであり、また、なかなか民間の事業ベースに乗らないということであり、国が主体となって取り組むということに関しては論を待たないと思います。

これは国の安全保障的な政策絡みの戦略的な国家の取組であるということになるんだと思います。

それに対して、冒頭ありましたように、年間500億円、数年間で2,000億円という金額が拠出されるというところの正当性、合理性に関しては、国民理解を常に得ていくという努力は必要ではないのかなと思います。

さらに言えば、海洋開発には非常に複雑なステークホルダーマネジメントというものが求められると思います。一つは環境系ということだと、事業者とそれから各国政府、などが対象となり、環境問題ということになると、海洋汚染防止法があり。これは事業者視点からいくと、二重規制回避への要望は非常に強いです。そこについては、既にいろいろとご配慮

いただいているものと思いますが、こうした環境問題になってくると、どうしても海外との政治的な利益調整、それから、NGO等の団体等も絡んでくることになりますので、外国のステークホルダーに対してどのように理論武装をしておくのかということは重要だろうと思います。

それから、二つ目のステークホルダーは、漁業関係者ということで、これは環境とも重なる部分があると思いますが、生態系の影響から、風評被害まで含めて目配りをしていかなければいけないと思います。

最後、一般国民は言うまでもなく、特にCCSの重要性は、ここにお集まりの専門家の方々にとってみると、当然のように理解されていますが、一般国民の受容性というのは、まだ低いと思われます。特に今回のような大きな地震があり、地殻変動などが起きますと、一層不安を招きやすいという状況にあると思います。このあたりの受容性を高めて1国民の安全と安心に関しまして、十分に配慮して進めていかないと、CCS実現において受容性がネックになる可能性があることを、改めて強調しておきたいと思います。

LPガスに関しましては、もう明確にこれは透明性の問題だということだと思いますが、一般に大事なものは、消費者に選択肢を与える、つまり競争促進ということで、ありその前提は情報提供です。ほかの業界ではこのような古い慣行が矯正されて、効率性が高まっていったのは、主に競争促進によるものです。実はLPガスというのは、私は専門ではないですが、ボンベそのものを切り替えるだけで競争が促進し易い構造にある産業だと思います。そうだとすると、そういう比較情報を消費者が知って、選択できるようにする情報サービスの提供というのが非常に大事だと思います。それをいわゆるIT系のサービスの会社が提供するのでもいいですし、出だしのところでは官がそういうものを提供することも含めて、いかに情報サービスを充実していくかというところをご検討いただければと思います。

以上です。

○隅分科会長

平野委員、ありがとうございました。

それでは、池田副会長、お願いいたします。

○池田オブザーバー

天然ガス鉱業会からは2点コメントさせてください。

まずは石油・天然ガス開発における基礎物理探査についてのお願いでございます。

これまでの海洋における探査活動では、水深の深いところ、あるレベル以深での調査というものは、結構進んでいるようなのですが、浅い海域、例えば、房総沖の浅海域のようなところでは、十分に調査が進んでいるようには見えません。

日本近海の浅海域では、物理探査船の「たんさ」の活用が多少難しいと思いますが、今後のCCSの適地調査にもこういうデータ、情報というのは非常に役立つものだと思いますので、ぜひ、今後のCCS調査のためにも、今後の取組として浅海域での基礎調査の実施、これをご検討お願いしたいと思います。

二つ目は、メタンハイドレート開発についてのコメントでございます。

先ほど、中原副会長からも触れられましたように、メタンハイドレートは安全保障上、非常に重要な国産のガス資源ですが、現段階では、まだまだ技術的にクリアすべき難題というものが幾つか残されていると認識しております。将来、民間事業者が自主的に開発に取り組めるようになるまで、引き続き国主導の下、この難題解決に向けての技術開発を進めていくこと、これを期待しております。

私からはこの2点でございます。以上です。

○隅分科会長

池田副会長、ありがとうございました。

それでは、西澤委員、お願いいたします。

○西澤委員

一部の委員の方の発言と重複するかもしれませんが、3点、申し上げたいと思います。

一つは、能登の話であります、本当に政府及び業界の方々のご努力で、何とか今は復興に向けて頑張っているという状況、本当にありがとうございます。

1点、申し上げたいのは、東日本での震災があり、その教訓は当然生かされているとは思いますが、それが本当にどう生かされているのか、それから、生かされていないのか、今回の学びは何だろうか、この辺も早いタイミングで、震災はいつ来るか、また分かりませんので、できるだけ総括していただいてということをお願い申し上げたいと思います。

それから、2番目は、メタハイであります、皆さんがおっしゃっているとおり、メタハイはもう国産のメタンということで極めて重要かと思います。技術的に非常に難しいという先ほどのお話もありましたが、まさにそのとおりかと思っております。したがって、一体いつまでに、どれぐらいの予算を使って、何の知識、技術を得るためにやるのか、そういった定点観測、それから、それがずれてきたときに、どういうふうに、またメタハイというものを考えていくのか。これはカーボンニュートラルの問題、時間軸とも併せて、必ずしもそこに合致する必要はないかもしれませんが、考えていくべき課題かと思っておりますので、そういった点も含めて、メタハイというイシューといいますか、テーマを扱っていただければと思います。

それから、3番目はLPGでありまして、私は、天然ガスのほうをずっとやっていますので、LPGは詳しくありませんが、いずれにしても、業界慣習の是正ということについては、極めて大きな流れかなというふうに思います。

1点、今回、能登でもLPGが活躍したという話がありましたし、まさにそのとおりだと思うんですが、一体全体、国としてLPGというエネルギーをどういうふうに将来、カーボンニュートラルの問題も視野に入れながら、位置づけていくのか。よい点、よくないといいますか、悪い点は何なのかということもよく整理しながら、考えていくべきかなと思います。

業界が非常に多くの卸の業者さんがいらっしゃるというのは、私の理解でありまして、それが一体どういうふうに逆にいいのか、あるいは悪いのか、その業界の在り方ということも

含めて、実は考えていくべきテーマなのかなというふうに思っております。

そういった視座も持ちながら、LPGについては、引き続きこういった委員会等を通じて検討を進めていただければなというふうに思います。

以上です。

○隅分科会長

西澤委員、ありがとうございました。

オンラインでご参加の村田専務理事、お願いいたします。

○村田オブザーバー

ありがとうございます。全国LPガス協会の村田でございます。

今回、LPガスの取引適正化に向けた制度改正についての報告書の間取りまとめを頂き、ありがとうございました。昨年3月のワーキンググループ開始以来、精力的に議論を重ねていただきまして、今日、この資源・燃料分科会のほうに上程できる運びになったということで、業界としては大変ありがたく思っております。

LPガスは、分散型エネルギーであり、化石燃料の中でも相対的にクリーンであるということと、それから、地政学的なリスクも低いということで、大変優れたエネルギーであると思っておりますけど、他方、ただいまご議論いただいたみたいに、長年にわたる商慣行がありまして、せっかくいい点がありながら、そういうところが足かせになるということは、非常に我々業界としても残念に思ってきた次第でございます。

今回、制度改正については、我々業界としても、襟を正して、この問題にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

先ほどの資料の中で、いろいろご説明がございましたけれども、ここでこれまでワーキンググループの場合でも、度々申し上げてきましたけれども、改めて2点申し上げたいと思います。

一つは、やはり、実効性の確保というのが非常に大事になってまいります。したがって、法令に基づきまして、きっちりと制度の施行をしていくというか、監視、あるいは場合によっては取締りといった機能をしっかりと確保していく必要があると思っております。

したがって、しっかりと行政のほうで、そういった体制を構築していただきたいということ、これは改めてお願いしたいと思っております。

また、これはセーフであるとか、これはアウトという目安をあらかじめ示しておくことは重要だと思いますので、今後、ガイドラインの策定につきまして、その具体的な中身、これを十分に議論いただければと思っております。

それから、もう一点は、関係省庁間の連携でございます。今回も国土交通省をはじめ、消費者庁、それから公正取引委員会といった関係省庁にも参加をいただきました。特に国土交通省との関係は、不動産業界が絡んでおりますので、このところについて、しっかりした連携を取る必要があると思っております。

消費者委員会による議論も紹介がございましたけれども、そこでも具体的に踏み込んだ、例えば、宅建業法における義務をかけるべきとか、そういった踏み込んだ議論もございまし

たので、ぜひ、その点も検討にさせていただきながら、今後、さらに議論を進めていただければと思っております。

私からは以上でございます。

○隅分科会長

村田専務、ありがとうございました。

それでは、オンラインでご参加の加藤副会長、お願いいたします。

○加藤オブザーバー

全石連の加藤です。聞こえていますでしょうか。

○隅分科会長

はい、聞こえております。

○加藤オブザーバー

ありがとうございます。

まず、私から石油を含め、海洋資源の国の資源確保という点で、大変期待の高いものがありますので、ぜひ目に見える形で進めていただければというふうに思っております。

続いて、参考資料1の能登半島地震についてですけれども、石連の木藤会長からもお話がありましたけれども、今回の震災は冬の時期に停電も長期にわたったということでありまして、石油製品の必要性、あるいは供給ネットワークの必要性というものが改めて再認識されたかと思っております。

被災しながら避難所からSSに毎日通って給油をしていただいている経営者、従業員の方、大変多いんですけれども、被災から1か月がたって、かなり疲弊をしてきていらっしゃる。それから、経営的にも大変厳しい状況にあるということで、まちがこれから復興していくのか、それとも、もうこのまま人口がなくなってしまうのかということで、不安に思っている経営者の方も多くございます。

そういう意味で、引き続き、国のほうからの迅速な支援をお願いできればと思います。

以上であります。

○隅分科会長

加藤副会長、ありがとうございました。

それでは、矢島副会長、お願いいたします。

○矢島オブザーバー

日本鉱業協会の矢島でございます。

私も非鉄金属の安定供給を担っております立場から、深海底鉱物資源の分野に関して意見を申し上げたいと思います。

まず、各種の海底鉱物資源があるわけでございますが、これらは貴重な国産資源でございまして、大変期待されるわけなんですけれども、現時点では直ちに民間企業が商業化に取り組めるという段階にはございませんから、国において必要な調査、技術開発を進めていただいておりますことを大変感謝するとともに期待するものでございます。

今回、お示しいただきました改定案につきましては、これまでの実績を詳細に分析、評価されておられ、今後の資源調整なども踏まえた適切な内容と評価しております。

賛同する立場から何点か申し上げたいと思います。

まず、権益の確保という視点でございます。これから様々な情勢変化があろうかと思いますが、そうしたときに機敏に対応していくためには、しっかりとした権益、特に国際的な工区につきましては、そういった権益の確保というのが非常に重要でございますので、それに必要な探査とか調査とか、そういったものを最優先にさせていただければと思います。

二つ目といたしまして、鉱山の経済性を改善するには、何よりも品位の高い良好な鉱床を発見するということが重要でございますので、そのための資源探査にはぜひ注力をしていただければと思っております。

次に、ほかの委員の方からもお話がございましたけど、やはり環境というのが資源開発においては、陸上においても非常に重要な課題でございます。年々厳しくなる時代でございます。環境データにつきましては、日本が非常に古くから多くの量を持っているかと思います。サイエンスベースでの根拠ある議論を今後していく上でも、それによって開発の促進にも役立ちますし、不適切な開発を抑制するという効果もあろうかと思っておりますので、しっかり環境データの取得に取り組んでいただければと思います。

次に、人材育成に関してでございます。これはぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。これは我が国国内の人材のみならず、国際的な機関から要請されます海外人材の育成につきましても、資源国の政府の機関でございますとか、資源企業において後々重要な役割を担う人材かと思っております。そういった方々は海洋資源に限らず、広く我が国の資源確保において、将来の貴重な人的ネットワークづくりという視点からも、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

最後になりますが、今回、開発計画において、熱水鉱床、コバルトクラスト、マンガン団塊、そしてレアアースで、これが一つにまとめられているところに非常に重要な意義があると思っております。相互の協力を行いまして、非常に効率よく戦略を進めていただければと思っております。

以上でございます。

○隅分科会長

矢島副会長も、ありがとうございました。

続きまして吉田専務理事、お願いいたします。

○吉田オブザーバー 日本L Pガス協会専務理事の吉田でございます。

本日、ご説明がありました液化石油ガス流通ワーキンググループの報告につきまして、L Pガスの輸入元売り業界として一言発言をさせていただきます。

L Pガスは全国の約 2,000 万以上の世帯で使用されているという国民生活にとって不可欠な重要なエネルギーであります。このエネルギーが今後とも国民生活の上で幅広く利用されて、エネルギー基本計画でも最後の砦と規定された位置づけを維持されていくために

は、何より消費者からの選択されるものでなければなりません。さらに、今後、業界としてカーボンニュートラル対応を進めていくためにも、消費者からの信頼確保に務めることは業界全体として最重要な課題であります。

今般、資源・燃料部当局並びにL Pガス販売業の関係団体等多数の関係者の多大なるご努力によりまして、今回の中間報告が取りまとめられ、そして、これが実行に移行する運びとなりましたことは、L Pガスに関わる元売り業として大いに歓迎するところであります。ここに至るまでの関係者の努力に敬意を表したいと思います。

また、元売りの日本L Pガス協会といたしましても会員各社の販売子会社などを通じ、流通市場の健全化に向けた取組を進めてまいります。

L Pガスの取引適正化に関します議論は、これまでも様々な曲面で行われてきました。この液化石油ガス流通ワーキンググループが設置されましたのは、ちょうど8年前、平成28年でありました。当時は料金の透明性の確保というのが一番の重点でありましたが、今回、過大な営業行為の制限などの措置によりまして、取引の適正化という一連の取組が完了することを願っております。

以上です。

○隅分科会長

吉田専務理事、ありがとうございました。

そのほか、ご意見等はございますでしょうか。

どうぞ、高原委員、お願いいたします。

○高原委員

若干、毛色が違うというか、J O G M E Cの決意表明みたいなことであれなんですけど、C C Sが今回、計画の中に入って、さらに法律がC C S担当の佐伯企画官が来られていますけれども、いずれ閣議決定が行われる可能性も非常に高いと思うんですけども、法律は枠組みができて、それから、その後、今度、中原さんからもお話がありましたけれども、支援の枠組みがだんだん議論されていく。それが2番目で、並行的に、後、今度は技術的な問題というのはまだまだ難しいところがありますので、そこは先進的C C Sなどを含めて、J O G M E Cは非常に近傍の技術をやっておりましたので、一生懸命それをやらせていただくというのが何か決意表明みたいで恐縮ですけど、そのようなことを一つ申し上げておきたいと思います。

以上です。

○隅分科会長

高原委員、ありがとうございました。

それでは、高木さん、お願いいたします。

○高木オブザーバー

日本化学エネルギー産業労働組合連合会の高木でございます。

私からは石油産業に関わる労働組合の目線から1点発言させていただきたいと思います。

海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の改定につきましては、計画の中にCCSが新たに含まれたということは非常に時宜を得たものと捉えております。各種政策の中でCCSの事業環境の整備、これを加速することを明確に宣言いただいていることについては、非常に頼もしく感じておるところでございます。

一方で、CCSの本格展開、特に2030年までの貯留目標の実現を考えると、国内の探査、それから掘削業務を相当のペースで展開する必要があるんだろうと感じておりますけれども、国内の探査、掘削作業の従事者は、もともと豊富な人員を要しているわけではございませんので、今現在においても、CCSの適地調査によって探査作業のワークロードが上昇しているというような声も弊団体の構成団組からは一部聞こえてところでございます。そのほか、掘削リグなどのリソースも含めまして、貯留目標に対して必要十分なリソースがそろっているかどうかということを適宜確認しつつ、事業者のみの努力で解決が難しい部分については、さらなる官民連携による問題解決をお願いしたいというふうに考えております。リソースの不足は、これは安全に直結する問題でございますので、現場で従事する従事者の安全確保をするという視点からお願いを申し上げる次第でございます。

以上です。

○隅分科会長

高木さん、ありがとうございました。

ほかはいかがでございますか。

○各委員

なし。

○隅分科会長

よろしゅうございますか。

それでは、今までの皆様からのご意見等につきまして、事務局のほうからご返答申し上げます。

○貴田政策課長

事務局のほうからコメントさせていただければと思います。

まず、冒頭に、先ほど参考資料の2でCCSに係る制度的措置の在り方について、中間取りまとめ、それから、参考資料3で、低炭素水素等の供給・利用の促進に向けた中間取りまとめという前回ご審議を賜りました二つの中間取りまとめにつきましてつけさせていただいております。その後、パブリックコメントを経まして、必要な訂正を経て、取りまとめられたものでございますので、ご報告をさせていただければと思います。

その上で、まず、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の改定についていただきましたコメントでございますけれども、まず、全体的な横断的なところから申し上げますと、これまでの15年の取組のレビューもきちんとしながらご意見、コメントをいただいております、これは今日の資料では明確に記載してございませんけれども、それぞれ各分野におきまして、5年ごとに見直しを行うに当たって、5年間やってきたことをきちんとレビューをした

上で、次の計画というのを作るべく議論をさせていただいてございます。

また、最近直近で申し上げると、コロナの影響等々もかなり影響しているというふうに聞いております。

いずれにしましても、ご指摘を踏まえて、レビューをしっかりしながら、今後もプランニングをしていきたいと考えてございます。

それから、これは全体に係るやはり人材育成の重要性でございますとか、あるいは国際連携の重要性でございますとか、あるいは海洋の環境保全といったようなところの重要性というようなところもご指摘をいただいております。

これも先ほど概要ではご紹介が不十分でございましたけれども、本文のほうで、例えば 46 ページ以降、横断的な先ほど申し上げた項目についての取組ということも重要性を認識させていただき、取組方針を掲げているところでございます。

それから、広報につきましても、これは分野横断的にこれから進捗も含めて、しっかり私どもとしても情報発信をしていけるようにやっていきたいと考えてございます。

それから、個別の分野につきましては担当のほうからコメントさせていただきますけれども、まず、メタンハイドレートについて、資源開発課長の長谷川からコメントさせていただきます。

○長谷川資源開発課長

資源開発課の長谷川でございます。

メタンハイドレートについてご指摘いただきました。メタンハイドレートは、貴重な国産資源の可能性を秘めているということであり、エネルギー安全保障上也非常に重要であるということではありますが、ご指摘いただきましたように、商業化がなされなければ、せっかくの資源も意味がないことでございますので、これに向けて、現在は技術的リスクが非常に高いところ、このリスクを下げていくための技術開発を国主導で行っていくということですので。また、スピードアップを図るべきだというご指摘もございました。時間もかかっているとは思いますが、これを着実に進めていきたいと思っております。

また、今後の時間軸については、今回の開発計画の中では 2030 年度までの民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指して、必要な技術開発を行うと掲げており、こういったターゲットを置きながら、進めていきたいというふうに考えております。

また、国産の石油・天然ガスについてもご指摘がございました。浅海域の物理探査も進めてほしいというお話がございましたが、今回の開発計画の中では浅海域も調査検討の対象にできるようになっています。ぜひ企業の皆様に使っていただけるような制度を目指していきたいと考えておりますが、1 点だけ、やや浅いところは、現在、JOGMEC の無人探査船が使えない部分がありますので、そういった部分のリスクやコストなどのバランスも踏まえながら進めていければと思っております。ぜひご活用いただければと思っております。

以上です。

○貴田政策課長

続きまして、CCSについて、CCS室長の佐伯からコメントさせていただきます。

○佐伯CCS政策室長

すみません。多数のご指摘いただきまして、ありがとうございました。

まず、島委員から、CCSの重要性について書き込んでいないじゃないかというご指摘いただきました。こちらのほうは第3章、第7章について、改めてCCSの位置づけも含めて記載させていただければと思います。

それから、石油連盟の木藤会長、それから石油鉱業連盟の中原副会長からCCSの今後支援策についても、しっかりと検討するようにというご指摘いただいておりますので、こちらでも対応させていただければと思います。

平野委員からCCSの住民の理解というところについて、今回の地震もありましたので、受容性が今後の事業実施に当たって非常に重要だろうというふうなご指摘いただいておりますので、こちらもしっかりと対応してまいりたいと思います。

それから、池田委員から、先ほど、長谷川課長との指摘にも共通するところでありますけれども、いわゆる浅海域の調査、特にCCSについては、海から近いほうが経済性は増すということもありますので、こちらについてもしっかりと検討してまいりたいと思います。

それから、高原理事長のほうから、CCSについてのこれは決意表明ということと承っておりますけれども、しっかりと私どもとしても連携をさせていただいて進めさせていただければと思います。

最後にJECの高木中央執行委員から、国内の探査・開発の人員のリソースの足りていないところ、リグの安定的な調達、こうした点については、私どもとしても認識しておりますので、しっかりと企業の方々、それからJOGMECの皆様ともしっかりと連携をして進めてまいりたいと思います。

CCSにつきましては、以上でございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○貴田政策課長

続いて、鉱物資源課長の有馬からコメントさせていただきます。

○有馬鉱物資源課長

鉱物資源課長の有馬でございます。

いろいろご指摘、ありがとうございました。

全般的なお話としては、貴田課長からお話いただいたので、加えてということですが、鉱物資源に関しては、国際的な鉱区で作業しているという部分もあって、そこはISAという国際海底機構という国連の機関が鉱区の設定などをやっておりまして、その部分について、これは矢島副会長のほうからもお話がありましたけれども、より資源の探査を十分行なって、鉱区の絞り込みなどの作業がありますので、そういった形で資源探査をやっているところでございます。

あわせて、このISAで、環境のアセスメントを含めた国際ルールを検討も行っておりまして、日本でこれまで環境影響のモデルの開発ですとか、環境調査とか、JOGMECを中心にかなりやっていますので、そういった知見もインプットしながら、こういった国際ルールづくりのところに積極的に関わっていきたいと思いますし、そういったところに関わっていくことによって、ご指摘いただきました海外との政治的な、特に環境問題に関して利益の調整の話ですとか、あとはNGOにも、科学的な観点からこういうことができるんだということによって安心できるように、国際的な機関をうまく活用してやっていきたいと思っております。

あと、どれだけ費用をかけてやるのかという話もございました。ここに関しては、今回、海底熱水鉱床につきましては、経済性の評価を行いまして、これは冒頭の貴田課長の説明にもありましたとおり、マイナスではあるんですけども、感度分析をすることによって、収入の増ですとか、コストの削減がなされれば、一定程度、経済性が見えるところまで考えられるということを出しております、そういったことも踏まえて、今回、新しい期では、海底熱水鉱床については、より価値の高い鉱床を見つけようとか、そういったことにつながっております。

海底熱水鉱床が一番浅いエリアにあるということで、こういった議論が先行して進んでいるという形になってはいますけれども、今度、コバルトリッチクラスト、2番目に浅いところの、そうはいっても2,000mぐらいまでの深さになったりもしますけれども、そういうところにつきましても、今後、5年間で計画の終わった後には、経済性の評価ができるレベルまでに高めていきたいと思っております。

あとは情報の発信ということにつきましては、JOGMECですとか、あるいはレアアースであればSIPという内閣府の事業でやっておりますけれども、そういうシンポジウムなどをやって、発信にはそれなりに努めているとは思いますが、なかなか専門的な方々向けになってしまっているきらいもあろうかと思っておりますので、より多くの方に知っていただけるような機会をぜひつくっていききたいと思っております。

以上でございます。

○貴田政策課長

それでは、LPにつきましては、日置からコメントさせていただきます。

○日置燃料流通政策室長

様々な角度からご意見、ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

まず、宮島委員、二村委員、あと平野委員からも関連すると思いますが、情報提供に関しということでございます。なぜ努力義務なのかというご質問をいただきました。こちらにつきましては、賃貸住宅に入られる方が、まず契約をしようとする、そこで接するのはLPガス事業者ではなくて、不動産関係の方々ですと、LPガスの事業者が直接情報提供したくとも、直接その情報を知り得ないといけないというような構造的な制約もあるのでということで努力義務という形になってはいるんですが、ここはそういう法的な立て付けでは

なく、やはり、しっかりと入居を希望する方に情報が伝わるということが大事ですので、そこは制度の枠を超えて、しっかりとなされるように、枠組みといいますか、業界にも協力をお願いしながらやっていきたいというふうに思っております。

また、今回の制度改正におきましては、入居される方から直接情報提供を要請されれば、それは提供しなければいけないという義務にもなっております。そういった枠組みも消費者団体の方などとも共有しながら、まずはLPガス料金について事前に聞いていきましょうよという運動論をやっていくような、そんな工夫もしていきたいなというふうに思っております。

情報提供は大変重要なのですが、今回、過去に似たような改革もというご指摘もございました。まさに七、八年前に料金の透明化を図るという改革に取り組んだということでございます。ただ、やはり、根本となる高い料金というお話、不透明な料金と言われる、あとは消費者の切替えを阻んでいるんじゃないか、その根源にあるのは、今回のこの商慣行を直していくことであるということで、今回取り組んでいくということであります。業界全体としてやっていこうという機運も高まってきているというふうに思っておりますので、ぜひ、厳しい目線で応援いただけたらというふうに思います。

加えまして、駆け込み的な営業がないようにという二村委員からのご要請、あとは廣瀬委員から通報フォームの運用がどうなんだというようなご指摘もいただきました。まさに駆け込み営業というものは懸念されるということで、この通報フォームは早期に開設するということで、まずは12月に立ち上げたということでございます。

ご指摘のとおり、これが単なる情報受付だけの窓口になるのではなく、実効性を伴う形で、その情報を使っていくと、使われていくということが大事というのは本当にそうだと思います。まして、まだまだこれからということではありますが、自治体、地方経産局を含めて、しっかりとその情報を使いながら、取締り、注意喚起、モニタリングにつなげていくということで進めていきたいというふうに思っておりますし、既にそうした取組も試行を始めているということでございます。しっかりとやっていきたいと思っております。

その他、実効性確保でありますとか、すみません、寺澤委員からご指摘がありました貸付配管についてでございます。こちらは、まず、こうしたものも今後の新規の契約ではなくしていきましようという方向性自体は、今回の報告書へまとめたということではございます。一方で、制度対応としては、それを禁止をしていくというところまで踏み込んでいないというのはご指摘のとおりということでもあります。いただいたご指摘も踏まえて、今後の実態も踏まえながら、3年というのは例示でございますので、しっかりと実態を見ながら、必要に応じて対応してまいりたいというふうに思います。

その他、実効性の確保策でございまして、あとは業界の在り方みたいなお話、今後の取組についてのご指摘については、そのご指摘も踏まえて、形だけの改革にならないように、しっかりと取り組んでいきたいという思いでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○貴田政策課長

では、最後に災害関係でございますけれども、まさに今回の災害対応でもいろんな教訓が得られてございますので、例えば半島独自の交通のなかなか難しさとか、いろんなことがございますので、その辺はしっかりとレビューをさせていただいて、次に生かしていくということでございますし、それから現場で引き続きご苦労されているＳＳの同時に被災をされている方々へのご支援については、引き続き私どもとしても最大限できることをやってまいりたいと思いますので、引き続き、よく意見交換をしてみたいと考えてございます。

取りあえず、事務局からのご回答は以上でございます。

○隅分科会長

事務局、コメント、ありがとうございました。

今日も皆様から多数の大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今日、上げました二つのテーマのうちのまず海洋エネルギー・鉱物資源開発計画につきましては、いただいたご意見を踏まえまして、パブリックコメントにかけた上で改定をしていきたいと、このように思っております。今後、必要な修正を行うということにつきましては、私にご一任いただきたいと存じますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

○各委員

異議なし

○隅分科会長

ありがとうございました。それでは、事務局において今年度内の海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の改定に向けまして、必要な手続を進めていただきますようお願いいたします。

また、ＬＰガスの商慣行是正に向けた対応方針の中間取りまとめ、これにつきましては資料５のとおり、今後、改正省令案とともにパブリックコメントを募集いたしまして、春には改正省令を公布予定となります。これも事務局におきまして、本日いただいたご意見を踏まえつつ、ＬＰガスの商慣行是正に向けた検討を進めてください。

３．閉会

○隅分科会長

それでは、今日の議題は、これで全て終了をいたしましたので終わりとしたいと思いますが、事務局から何かありますか。

○貴田政策課長

本日も活発なご議論を賜りまして、大変ありがとうございました。

次回の日程、議題につきましては、また改めてご連絡をさせていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○隅分科会長

それでは、以上をもちまして、本日の資源・燃料分科会を終了といたします。どうも長時間、皆さん、ありがとうございました。